

# 2016年秋

## 「全国一斉退勤時間調査」結果の概要

日本医療労働組合連合会 2017年3月

日本医労連は2016年秋、長時間労働の是正や不払い残業の根絶を目的に全国一斉退勤時間調査に取り組みました。調査結果では、医療・介護現場での長時間労働や不払い残業が依然として蔓延している実態が明らかになりました。働き続けられる労働環境づくりのためにも、是正が強く求められています。

- 実施時期 2016年10月を取り組み集中月間に設定し、秋年末闘争期間中（12月末まで）に各施設で取り組んだ調査結果を集約
- 調査対象 加盟組合の組合員、職場の労働者
- 集約数 1万2,510人（100単組支部）

### 調査結果の特徴

- 1 医師の75%、看護師の69%が始業前から働いている**  
7割の看護師が始業前に時間外労働を行っています。医師においては、始業前が75%、終業時間後2時間以上の残業が17.2%と突出しています。そして、そのほとんどが不払いとなっています。
- 2 8割が始業前の時間外労働をまともに請求していない**  
時間外請求をまったくしていない人の割合は、「始業前」で71.1%、「終業後」で21.7%となっています。「一部」請求している人を加えれば、「始業前」では8割がまともに請求していないことになります。
- 3 職場に「残業代を請求できない雰囲気」が蔓延**  
全体の4人に1人、看護師では3割が、残業代を請求できない雰囲気があると答え、残業代を請求しても、きちんと支払われているとの回答は85.4%。

請求できない傾向は、特に20代の若年層に強く表れています。

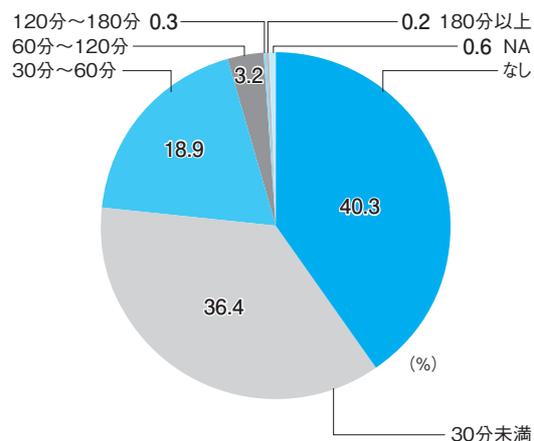
- 4 1人あたりの不払い残業代は、月6万6千円超**  
不払い残業代平均額は、少なく見積もっても1人あたり月額6万6千円超。休憩時間が取れなかった分を加味すれば1人あたり月額8万5千円という試算となります。
- 5 残業代不払いが違法だと「知らない」が約2割、職種では医師、年代別では若年層に多い**  
残業代の不払いが法律違反と「知らない」と答えた人が17.6%にもおよびます。特に職種では医師23.6%、看護職員20.2%と高く、年代別にみると「24歳以下」が33.4%、「25～29歳以下」が24.2%と若年層に多くみられます。

- 6 残業解消には1割強の増員が必要**  
残業時間解消のために必要な増員数は、例えば看護師30人配置の病棟では4人の増員が必要と試算されます。

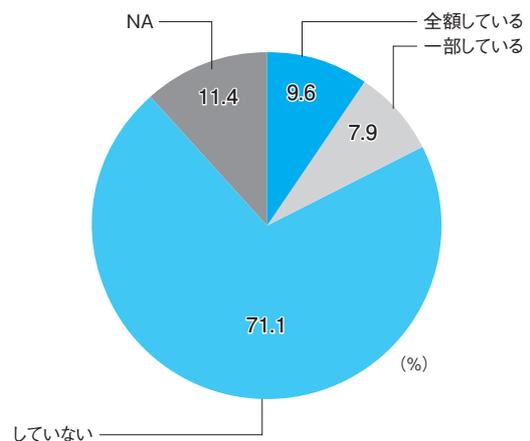
### 調査結果の概要

- 1 職種**  
回答者の職種は、「看護職員」が46.7%で最も多く、「その他」16.4%を除いて「介護職」12.6%、「医療技術職（リハ以外）」12.9%、「リハ」9.3%、「医師」1.6%の順となっています。
- 2 年齢**  
回答者の年齢分布は、「30代」が27.5%で最も多く、「40代」25.7%、「50歳以上」21.0%、「25～29歳」15.1%、「24歳以下」10.4%の順となっています。

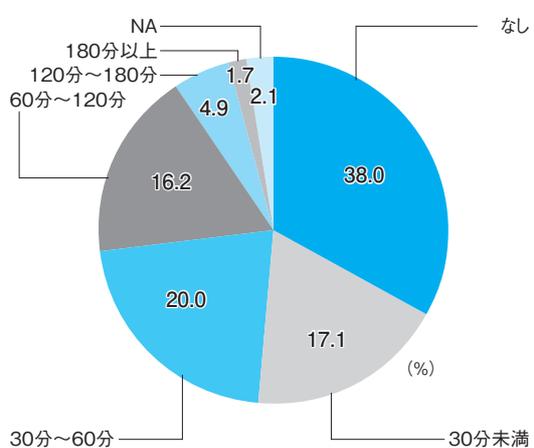
## 今日の始業前時間外はどれくらいでしたか？



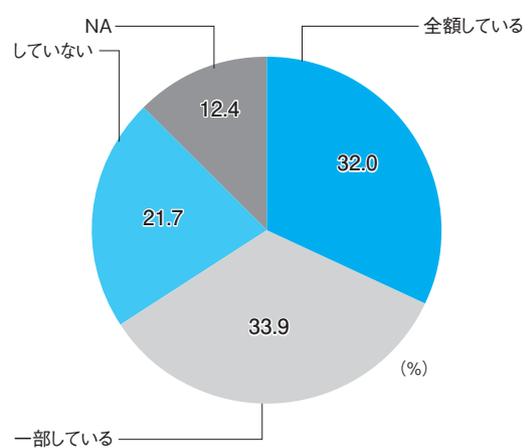
## 始業前残業は請求しましたか？



## 今日の終業時間後の残業はどれくらいでしたか？



## 終業時間後の残業は請求しましたか？



## 3 今日の勤務形態は何でしたか？

夕方の時間帯に調査を行った施設が多かったため、「日勤」が83.3%と圧倒的に多く、「その他」6.6%、「遅出日勤」4.2%、「早出日勤」3.9%でした。職種別でも、「医師」の86.2%、「看護職員」の83.5%が「日勤」であり、長時間勤務の原因にもなっている夜間勤務明けの残業実態は、残念ながらほとんど反映されていません。

## 4 今日の始業前時間外労働はどれくらいでしたか？

「なし」の回答は40.3%であり、回答者の6割以上が始業時間前に出勤して仕事を始めている実態が明らかとなりました。始業前時間外労働時間は、「30分未満」36.4%、「30分～60分」18.9%のほか、60分以上が3.7%（「60分～120分」3.2%、「120分～180分」0.3%、「180分以上」0.2%）も存在しています。

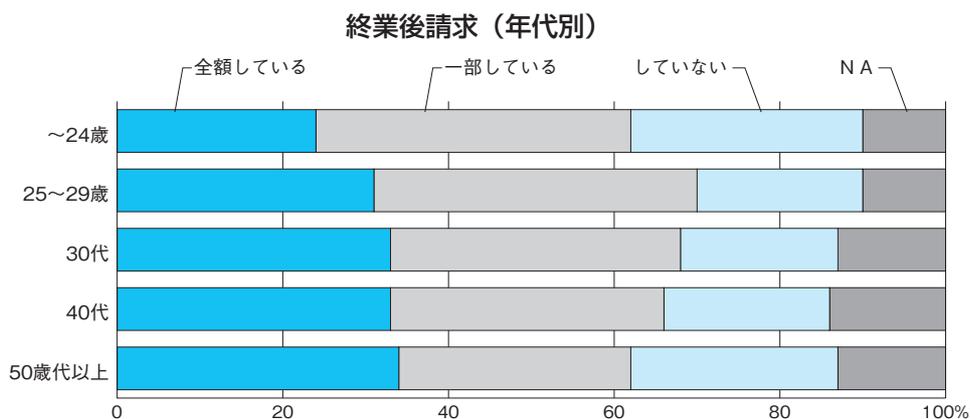
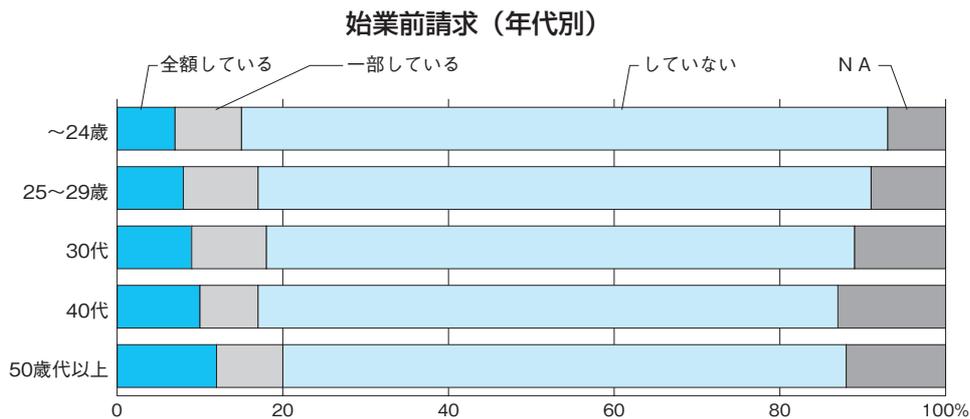
職種別で始業前時間外労働を実施している割合は、「医師」74.9%、「看護職員」68.9%、「リハ」60.0%、「介護職」55.8%、「医療技術職（リハ以外）」48.9%、「その他」38.9%の順で多くなっています。また、1時間以上の長時間に及ぶ始業前時間外労働は「医師」に多く（10.8%）、3時間以上も前から働いている人も1.5%と突出しています。

年代別では、「24歳以下」70.0%と「25～29歳」66.1%において始業前時間外労働の割合が高くなっています。

## 5 始業前時間外労働は請求していますか？

「全額請求している」は9.6%にとどまり、「一部している」7.9%、「していない」71.1%と、8割の回答者が残業代をまともに請求できていない実態でした。

特に、年代別でみると「全額請求している」は



「24歳以下」6.8%、「25～29歳」8.2%となり、若年層ではほとんど請求できていない実態です。

## 6 今日の終業時間後、どれくらい残業しましたか？

残業「なし」は38.0%。残業ありの時間数では「30分～60分」20.0%、「30分未満」17.1%、「60分～120分」16.2%の順で多く、「120分～180分」も4.9%、夜勤交替制労働における過労死判断基準とされた判例時間「月60時間」の超過勤務につながる「180分以上」も1.7%となっています。

職種別では、「医師」（72.9%）、「看護職員」（66.6%）の割合が高く、2時間以上の長時間残業では「医師」17.2%、「看護職員」8.0%、「リハ」6.0%、の順で多くなっています。医師においては、2時間以上の始業前時間外労働も終業時間後の長時間残業も突出して多くなっています。

## 7 終業時間後の残業は請求していますか？

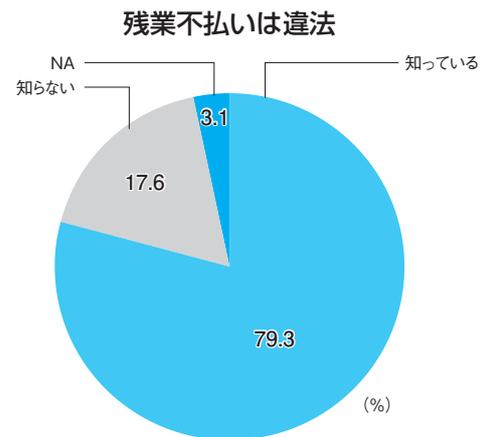
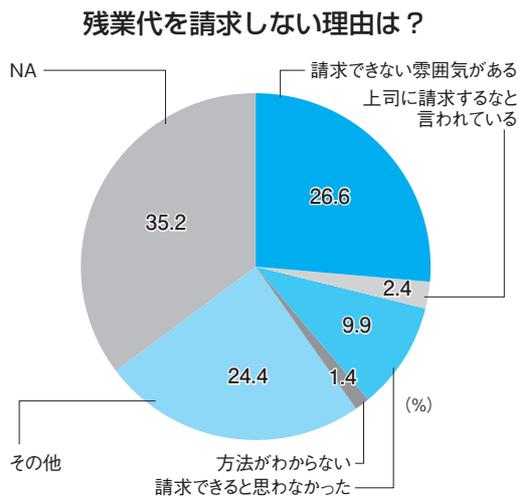
始業前時間外労働よりは多いものの、「全額請求している」は32.0%でしかなく、「一部している」33.9%と「していない」21.7%で、6割近い回答者が残業代をまともに請求できていない実態です。

年代別では、始業前時間外労働と同様に、「全額請求している」は「24歳以下」で24.4%、「25～29歳」30.5%となり、やはり若年層では請求できていないのが実態です。

## 8 残業代未請求の理由はなぜですか？

全回答者の4人に1人が「請求できない雰囲気がある」（26.6%）としており、「上司に請求すると言われていない」も2.4%ありました。「請求できると思わなかった」が9.9%、「方法が分からない」が1.4%でした。そして、「請求できない雰囲気がある」との答えは、残業代を「一部請求している」の回答者に割合が高く（前残業42.5%、後残業46.6%）、「していない」でも3割近く（前残業30.5%、後残業31.8%）が請求のしづらさを訴えています。

職種別では、「看護職員」32.5%、「リハ」と「医師」28.6%、「介護職員」26.4%の順で「請求できない雰囲気がある」と答える割合が高く、年代別では「24歳以下」33.0%、「25～29歳」32.4%が「請求できない雰囲気」と答えています。



## 9 請求した超勤手当は支払われていますか？

「きちんと支払われている」は85.4%にとどまり、回答していない人も含めて15%が不払い残業となっていることが推測されます。特に「請求しても払われない」などの違法行為は、職種では「介護」2.2%、「医師」2.0%、年代では「24歳以下」1.2%を最高に、全年代にわたって1%程度見られます。

## 10 残業代の不払いが法律違反であることを知っていますか？

「知らない」と答えたのは17.6%と、約2割が「法違反」との知識を持っていません。職種では医師が23.6%、看護職員20.2%、リハビリ19.9%、介護職員19.3%の順で高く、年代別では「24歳以下」33.4%、「25～29歳」24.2%、「30代」17.9%の順。若年層ほど権利に対する知識、意識が低いことが分かります。

## 11 休憩時間の取得は？

就業規則上、各施設で休憩時間の定めが一律ではないため、決められた休憩時間のうちどれくらいの割合で休憩が取れたかをみると、概ね取れていると判断できる「76～100%」の回答は63.2%にとどまり、「医師」に至っては26.1%という実態です。半分以下（0%、1～25%、26～50%の合計）しか休憩が取れていない人が11.7%にもものぼっています。

## 12 あなたの今の心身の状況はどうか？

「あまり疲れていない」はわずかに8.2%で、「心身ともに疲れ果てている」13.4%、「かなり疲

れている」22.4%、「ちょっと疲れている」41.8%と、8割が疲れを訴えています。

## 調査結果から浮かび上がった傾向

1 残業代を請求しなかった理由として、回答者の4人に1人が「請求できない雰囲気がある」としており、「上司に請求すると言われている」も2.4%。「請求できると思わなかった」9.9%、「方法がわからない」1.4%についても、使用者の労働時間管理責任が果たされていない結果の表れと言えます。「請求できない雰囲気がある」と答える割合は、職種別では看護職員、医師、リハ、介護職員が高く、年代別では24歳以下と25～29歳が高くなりました。残業代は支払うのが当たり前という職場での意識変革が求められます。

2 始業前時間外労働で8割、終業後時間外労働で6割がまともに残業代請求できていない実態に加えて、請求したとしても15%が不払い残業状態と推測されます。なかでも「請求しても払われない」など違法行為は、職種では「医師」「介護」、年代では全年代にわたって1%前後となっており、不払い残業根絶に向けた手だてが求められます。

3 始業時間前の時間外労働が多く、時間外労働の請求がしづらく、時間外労働が不払いになっている傾向は若年層に強く見られ、この傾向は依然として続いています。

4 今回の調査で「休憩時間」の取得状況の設問を

新設しました。12%もの人が休憩時間の半分も取れていないという実態が浮き彫りとなりました。

5 使用者の労働時間管理責任が問われる一方で、労働者側の意識改革も必要となっています。「残業代の不払いが法律違反である」ことを「知らない」が2割に達していることを重大視しなければなりません。労働組合の学習教育活動、宣伝・啓もう活動の強化が求められます。

## 不払い残業代を試算してみると

以上の調査結果から、不払い残業代を試算してみると以下ようになります。

### 【始業前時間外労働の賃金不支給】

「まったく請求していない」と回答した中で、そもそも調査当日の残業がなかった2,631人と時間数回答なしの22人を除いた6,247人の総労働時間について、設問の時間設定に幅があるため「30分未満」は15分、「30分～60分」は45分などと、中位値で算出し、「180分以上」は180分で算出しました。

請求していない時間	人数	中位値で乗じた総時間数(分)
30分未満	3,945	59,175
30分～60分	1,981	89,145
60分～120分	289	17,340
120分～180分	15	2,250
180分以上	17	3,060
合計	6,247	170,970

- ①不支給総時間170,970分(2,849時間30分)、1人あたり1日27.37分の不払い労働時間
- ②月平均労働日20日(365-土曜52、日曜52、祝日15、年末年始休5、夏季休暇3=238/12月)として、月平均547.4分(9時間24分)の不払い労働時間
- ③厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」における「医療業」の平均の「所定内給与月額」は319,500円、月平均の「所定内実労働時間」161時間で除した平均時給額は「1,984円」。この時給額に時間外割増率25%割を乗じて算出した不払い賃金額は2万3千円余り(2万3,312.5円)となります
- ④「一部だけ支払われている」などは計算に足され

ていないため、実際にはさらに不払い額が多くなると考えられます

### 【終業時間後時間外労働の賃金不支給】

始業前時間外労働と同様の計算式を使い、「まったく請求していない」と回答した中で、そもそも調査当日の残業がなかった755人と時間数回答なしの41人を除いた1,917人の総労働時間について算出しました。

請求していない時間	人数	中位値で乗じた総時間数(分)
30分未満	740	11,100
30分～60分	598	26,910
60分～120分	436	39,240
120分～180分	109	16,350
180分以上	34	6,120
合計	1,917	99,720

- ①不支給総時間99,720分(1,662時間)、1人あたり1日52.02分の不払い労働時間
- ②月平均労働日20日として、月平均1,040.4分(17時間24分)の不払い労働時間
- ③医療業平均時給額「1,984円」に割増率を加えて乗じた不払い賃金は4万3千円余り(4万3,153円)となります
- ④「一部だけ支払われている」などは計算に足されていないため、実際にはさらに不払い額が多くなると考えられます

### 【休憩時間未取得の不払い賃金試算】

「始業前」「終業後」の時間外を共に請求していない人は、休憩未取得分も時間外として請求していないものと仮定し、両方とも請求していない2,389人を対象に試算します。一般的な休憩時間1時間を想定して、取得率「0%」は60分、「1～25%」は45分、「26～50%」は30分、「51～75%」は15分、「76～100%」は全取得として計算してみました。

休憩取得(率)	人数	総時間数(分)
0	16	960
1～25	38	1,710
26～50	261	7,830
51～75	445	6,675
合計	760	17,175

- ①不支給総時間17,175分、1人当たり平均22.6分の

不払い労働時間

- ②平均労働日20日として、月平均452分（7時間32分）の不払い労働時間
- ③医療業平均時給額「1,984円」に割増率を加えて乗じた不払い賃金は1万9千円弱（1万8,682円）となります

#### 【1人当たりの不払い賃金額】

始業前時間外労働の不払い額2万3千円と終業時間後の時間外労働不払い額4万3千円を合わせると月額不払い額は1人あたり6万6千円となり、昨年調査と同様の結果となりました。

休憩時間の不払いを加味すれば、1人あたり8万5千円もの不払い額となります。

## 残業時間から算出した看護職員の 人員不足数試算

医療や介護現場は、入院患者や入所者への対応、救急患者の受け入れなどで365日・24時間稼働の現場です。よって切れ目なく人員を配置するために交替制勤務が組まれており、時間帯ごとの適正な人員配置がされていれば、本来的には交替制勤務職場においてこのような異常なほどの残業時間が発生することはあり得ないことです。慢性的な人員不足が根底にあるために、勤務交替して業務終了後も、残業で長時間働かざるを得ないのであり、残業時間分の人員補充が早急に必要です。

看護職員の場合で試算した、今回の調査結果で明らかになった総残業時間を人員換算すると以下の通りとなります。

- ①賃金不支給計算と同様の中位値で積算した「始業前時間外労働」の総残業時間127,410分を、「残業なし」1,790人と残業人数4,030人を足した回答数で割り出した、看護職員1人当たりの平均時間外労働時間「21.9分」
- ②同様に「終業時間後の時間外労働」の総残業時間245,250分を、「残業なし」1,871人と残業人数3,894人を足した回答数で割り出した、看護職員1人当たりの平均時間外労働時間「42.5分」
- ③看護職員1人あたり平均の始業前時間外労働時間（①）に終業時間後時間外労働時間（②）を足した看護職員1人あたり1日の平均時間外労働時間は「64.4分」
- ④単純に1日の労働時間8時間（480分）に、看護

師1人あたりの平均時間外労働時間を加えた場合、544.4分の労働時間となり、人員換算で1.134人分の労働と試算できます。この数字を基にすると、例えば看護師30人の病棟では34.02人換算となり、残業解消のためには約4人の増員が必要となります

## まとめ

○昨年調査と全体的な傾向はほとんど変わっていませんが、時間外労働「なし」が始業前で5.6ポイント増、終業後で9.1ポイント増となり、時間外労働を少しでも減らそうとする取り組みの一定の成果といえます。それでも1人あたりの残業時間数は毎日60分を超えています。加えて時間外請求を「していない」が終業後では0.4ポイント増加しています。

○医療・介護現場では、長時間夜勤や長時間の残業に耐え切れず離職する労働者も多く、また現実に過労死や過労自死などもいまだに起きている現状があります。政府は、厚労省5局長・6局長連名の通知を発出、そして2014年には改正医療法の中に勤務環境規定が盛り込まれました。しかし残念ながら、現場の実態は全くと言っていいほど改善された実感がなく、早急で具体的な手立てが必要になっています。

○2014年には過労死等防止対策推進法が施行され、社会的にも、「ブラック企業」に対する厳しい告発と取り締まりを求める世論が高まっているなかで、残念ながら医療・介護現場の長時間労働や不払い残業の実態は、依然として根が深く残されています。電通での過労死と同様に医師・看護師等の過労死、過労自死が後を絶ちません。背景には人手不足による過重労働と、人手不足の要因にもなっている低賃金水準があり、大幅増員と処遇改善が強く求められます。

○また、「時間外を請求できない雰囲気」が職場にあることや、今回の調査結果からではありませんが、「研修中だから」と新人職員に時間外を請求させない実態が報告されています。使用者の労働時間管理の徹底と行政による監督監査が重要です。加えて、根本的には長時間労働や夜勤回数、短すぎる勤務間隔を規制する法整備が強く求められています。